

障害者福祉施設従事者による障害者虐待の現状と課題 ～虐待のない支援を目指して

北村 香織

はじめに

2012（平成24）年10月1日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、虐待防止法）が施行された。2024年は施行から12年となる。12年の間、障害者虐待をなくすための様々な取り組みが全国でなされてきたとはいえ、2024年前半の三重県においては、県内某病院での36件に及ぶ障害者虐待や、特別監査が行われたばかりの県内障害者入所施設でのさらなる虐待事案が新聞報道された。¹なぜ、障害者虐待はなくならないどころか増加しているのだろうか。

虐待防止法では、虐待者を養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者と分類しているが、本稿では障害者福祉施設従事者等による虐待に着目し、虐待防止法を活用しつつ、虐待のない支援を目指してできることについて考えたい。

I 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待²の現状

虐待防止法に基づき、厚生労働省は障害者虐待への対応に関する状況を毎年公表している。2022年度の公表資料³から、現在確認されている障害者福祉施設従事者等による虐待の状況についてみてみよう。障害者福祉施設従事者等による虐待の市区町村への相談・通報件数は、4104件であり、そのうち虐待と認められたのは956件、被虐待者数は1352人であり、いずれの数字もデータがある2012年以降最多となっている。通報が多いことは、障害者虐待に対する認識が深まっているからこそ、とも考えられるが、それでも、第一線で障害のある人の尊厳を守り生活を支える障害者福祉施設従事者による虐待が増加し続けているという事実は、何らかの早急な対応が必要であることを示している。

また、虐待防止法では、虐待行為を身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待の5つに類型化しているが、最も多いのは身体的虐待（52.0%）、次いで心理的虐待（46.4%）となっている（複数回答）。特徴的なのは被虐待者の種別で、知的障害（72.6%）、身体障害（21.0%）、精神障害（15.8%）の順となっている。虐待を受ける側に知的障害のある人が多いというのは、虐待行為に対して直接言葉で抵抗することが少なかつたり、バレないだろうという心理が虐待者側に働くたりすることもあるだろう。そして、言葉でのコミュニケーションが難しい分対応に困難が生じやすく、さらに行動障害がある場合、支援の難しさが相当あることも従事者の対応に影響があると考えられる。被虐待者は、被害を言葉で表現することが難しかつたり、被害を認識できなかつたりする特性があることを考慮すると、実際の被害はもっと多いと考えてよいであろう。

虐待の発生要因としては、「教育・知識・介護技術等に関する問題」(73.6%)、「倫理観や理念の欠如」(58.1%)「職員のストレスや感情コントロールの問題」(57.2%)などがあげられている。先述した言葉でのコミュニケーションが難しい利用者に対し、適切な支援を行うためには、「優しさ」だけでは対応できず、多くの知識や自己コントロール力が必要となる。障害者福祉サービス従事者は、必ずしも社会福祉教育を受けてきたとは限らない。障害に関する具体的な知識や支援技術の習得が続けられる仕組みや、就業環境の整備は喫緊の課題であるといえよう。

II 障害者虐待の防止策

1 虐待防止措置

障害者虐待防止をさらに推進するために、2022年から虐待防止措置が義務化された。虐待防止措置とは、従業員（支援員だけではなく、運転手なども含む）の虐待防止研修受講、虐待防止委員会の設置、責任者の設置、であり、全て義務化された。また、2024年4月からは、障害サービスの報酬改定に伴い、虐待防止措置をとっていない事業者は虐待防止措置未実施減算が適用され、所定の基本単位数からひとりにつき1%の減算となる。

障害者虐待の右肩上がりの増加をうけて、厚生労働省も上記のような対策をはじめ、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」⁴の新版を発行したりと、具体的な対策を打ち出している。

職種を問わず研修を義務化することにより、施設従事者全員が虐待について考え、知識を得る機会が得られる。また、悩みを共有したり、他の職員の対応を知ることで、自身の支援の幅を広げることになり、それらが自身の余裕のなさから表出する暴力や暴言といった虐待を防止することにもつながるだろう。

虐待をなくしていくためには、上記のように施設従事者が支援の幅を広げ「支援力」を高めることが必要だが、その支援力が利用者の希望を実現するためのものとして評価されるかどうか、組織として常に問い合わせていく必要があろう。「早く利用者を食堂まで連れて行ける」「早く服を着替えさせることができる」というような側面のみを評価する「支援力」では、支援者にとって都合のよい実践しか生まれない。

施設従事者とは、組織で協力して、利用者の生活を守るという本当に素晴らしい職種である。虐待防止についても「これはだめ」「あれはだめ」という指摘のしあいではなく、どうすればよりよい支援につながっていくのかを検討するのが、虐待防止措置であるといえよう。

2 身体拘束

身体拘束は、虐待防止法では身体的虐待として扱われており、「障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」と示されている。⁵障害者福祉施設従事者等による正当な理由のない身体拘束の具体例としては、「車椅子やベッドなどに縛り付ける」「職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限

する」「自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する」などが挙げられている。⁶

障害者支援施設等での身体拘束の禁止については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令平成 18 年 9 月 29 日、第 172 号）の第 48 条で定められている。

この条文では「…利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。」とし、第 2 項で「…やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。」と定めている。

先述の「手引き」では身体拘束について独立した項目で 7 ページを割いている。やむを得ず身体拘束を行う場合の 3 要件として、①切迫性 ②非代替性 ③一時性をあげており、さらに手続きとして組織で決定すること、個別支援計画への記載、本人への説明、行政への報告などを定めている。

また、身体拘束に関しても、虐待防止措置と同様、身体拘束適正化のために委員会の設置、従業者に対する研修を行う等が義務化され、2024 年 4 月からの障害サービス報酬改定により、身体拘束廃止未実施減算が適用されることになった。

様々な条件はつけられているものの、やはり、合法的な身体拘束が認められていることには大きな違和感が残る。身体拘束は、直接他者の身体の自由を奪う行為であり、人間の尊厳の根幹を奪う行為だと考えられるからである。

2022 年 2 月、中日新聞において、埼玉、新潟、広島、兵庫の知的障害者施設で、一部の入所者を 1 日 20 時間以上、施錠した部屋に閉じ込める対応がなされていることが報道された。⁷ 安全性から「やむを得ない」という判断でなされているとのことだが、何年も続いてたり、月に何日か閉じ込められているとのことで、これは「やむを得ない」とは言い難く虐待といえるだろう。

「やむを得ない」の判断は、手続きを踏んで正当化することにより、悪用されてしまうことも大いにあり得る。やはり、条件付きではなく「身体拘束は虐待だ」とまずは認識しなければ、身体拘束をなくし、虐待を防止することにはつながらないのではないか。障害がある人のみに、条件付きで虐待行為が許されるというの、人権が尊重されているとは言い難い。

III 支援の現場から考える

1 信頼関係の捉え方

障害などの理由で支援をうけなければ生活することができず、生存が保てない状況におかれたり、本人が意識的か無意識かは別として、支援者に良く思われるようになることは珍しいことではないだろう。そこで見放されてしまうと、生きていけないからだ。だとすれば、長い時間を共にすごし、支援をしていれば自動的に利用者と支援者に信頼関係がある、と理解

するのではありませんに騙った考え方といえよう。障害のあるなしにかかわらず、他者とコミュニケーションをとる際、相手によって見せる内面や態度が異なるのは当然であるから、被虐待者が嫌だと言わなかつた事実や「お世話になってありがとうと言っていた」というような言葉をそのまま受け止めることも危険である。

ソーシャルワーカーの仕事である「相談支援」の際の基本は、「ラポール（信頼関係）の構築」である。信頼関係がなければクライエントは困っていることを言い出すこともできない。社会福祉サービスにおいて、クライエント（利用者）と信頼関係を築いていく過程は、仕事の大きな魅力でもある。しかし、1回の出来事で長年の信頼関係が簡単に壊れることもあるれば、やりとりの積み重ねで最終的に壊れることもある。信頼関係とはそういうものなのに、相手を殴ったり、相手に対し暴言をはいておきながら、支援関係にあるというその事実のみをもって「相手は自分を信頼している」と考えたり、さらには信頼関係があるという理由で暴力が正当化されたりすることは障害者福祉施設従事者として許されない。そして、前述のような思考や態度が「虐待」の真髄をあらわしているとも考えられる。DVやしつけと称されてなされる児童虐待も同じ構造を持つのではないか。

（1）利用者の呼称について

福祉現場では話題にあがりやすい、利用者の呼称についても検討しておこう。サービス利用者に対して親しみをこめて「～ちゃん」と呼んだり、あだ名で呼ぶという事業者がある。現在、筆者が担当している社会福祉士養成課程における実習指導では、利用者に対する呼称は「さん」で統一している。しかし、学生が実習へいくと、現場では利用者を「ちゃん」づけやあだ名で呼んでいることがあり、学生が戸惑い迷う場面にも遭遇する。信頼関係を築きやすいとか、相手の反応もよい、という理由でそういった呼びかけがなされていることが多く、悪意を持って使われている訳ではないと考えられる。しかし、それは利用者の年長者としての社会的役割を無視することにつながるであろうし、結局は一方的な信頼関係の押し付けにつながるのではないか。⁸従事者は利用者に対し、他者に対する対等な呼びかけの呼称である「～さん」を使うことが適切ではないだろうか。とはいえ、「ちゃんづけで呼んではいけません」、という形で浸透させるのではなく、それが一方的な信頼関係の押し付けや、支援される利用者よりも支援する自分が上の立場であるかのような錯覚につながる、といったことを組織で話をしながら、「尊厳を守る」ことの意味を従事者それぞれが理解することが重要だと考えられる。そして、その積み重ねが、重大な暴力や虐待の抑止につながるはずだ。

2 職員も暴力を受けることについて

講義や研修などで虐待の問題について触れると、「支援者である私たちも暴力をふるわれることがあるのに、なぜ、利用者への暴力ばかり糾弾されるのか」といった意見を聞くことがある。これは、様々な状況の中で実践に取り組む支援者たちの切実な声だといえよう。

暴力を振るわれる「可能性」があるから、その可能性を根拠に利用者に対して暴力をふるうことは到底認められない。しかし、障害者権利条約第16条では、搾取、暴力及び虐待からの自由、が定められている。障害のあるなしにかかわらず、暴力からは自由でなければならず、それがたとえ支援者だからといって、暴言をはかれたり、暴力を受けたりしてはならない。これは大前提である。にもかかわらず、人を支援する職についている者の優しさにつけて、「仕方がない」「私にはそんな仕事できないけれど、立派だね」「わかって、その職業についていたのではないの？」という言葉とともに、福祉施設従事者への暴力が黙認されているようにも感じられる。福祉施設従事者に向けられる眼差しや、態度や待遇が、先ほどの意見につながっているのではないだろうか。

障害者福祉施設従事者の尊厳は守られなければならないことを、当事者も社会もはっきりと認めること。そして、同じように、障害のある人への暴力や虐待も認められず、尊厳は守られなければならないことを、整理して理解する必要があると考える。

III まとめ

障害があるからといって殴られたくない、障害があるからといって縛られたくない、そういう当たり前の主張が、「障害者虐待防止法」において、まずはやっと認められたと施行当時は考えていた。しかし、障害のある人の尊厳を守ろうとするこの法律にも、虐待の種は埋まっている。

障害者権利条約において「障害者が全ての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要であることを再認識」⁹することがうたわれた。そこから考えれば、「身体拘束はゼロ」が基本であろう。障害のある人が人権や基本的自由を完全に享有することを保障できるよう、諦めずに徹底した議論と考察と対策がなされていかなければならない。

ただ、現実的には「そんなことは綺麗事だ」という意見が多いのかもしれない。2022年に日本精神科病院協会の山崎会長による「身体拘束をやらなければ、精神科病院はもたない」、社会構造は「変わんねえよ」との発言を聞いた時¹⁰、ショックを受けるとともに、まだ、社会は変わっていないのだと感じた。それでも、変わらない構造を分析し、変革を求めていかなければならない。

虐待のない支援を目指して、引き続き虐待防止法の通報制度や研修のあり方の考察、障害者権利条約の総括所見の分析などを続けていきたい。

-
- ¹ 「障害ある患者 虐待疑い36件」朝日新聞 朝刊 2024年7月12日。
「津・障害者施設 『虐待防止改善計画』専門家チームで議論へ」中日新聞 朝刊
2024年9月20日。
- ² 虐待防止法における「障害者」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者とされており、具体的には「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。手帳を所持していない場合も想定しており、18歳未満の障害児も含まれる。
- ³ 厚生労働省 社会・援護局「令和4年度都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等」2023（令和5）年12月20日。
- ⁴ 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課、子ども家庭庁支援局障害児支援課「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」2024（令和6）年7月。
- ⁵ 虐待防止法第2条7項一。
- ⁶ 前掲3、p.8。
- ⁷ 「施錠閉じ込め 常態化 4県の知的障害者施設 1日20時間以上も」中日新聞 朝刊
2022年2月24日。
- ⁸ 対人支援サービスにおいて、集団の一部の人に対し、親しみをこめてあだ名で呼んだり、「～ちゃん」と呼ぶ行為は、本文にあるような信頼関係の押し付けのほか、あだ名で呼ばれていない人が結果的に「自分は好かれていないのではないか」「きっとあちらの方方がお気に入りなのだ」というような懸念を抱きかねず、最終的に利用者間の信頼関係を崩したり、差別的な対応につながることも考えられる。
- ⁹ 障害者権利条約 前文 (c)。
- ¹⁰ 「続く理由」東京新聞 朝刊 2023年7月7日。